

各種サービス利用の手引き

介護保険タクシー/介護福祉タクシー

介護保険タクシーとは

介護保険を使用できるタクシーは介護保険タクシーだけです。通常の介護福祉タクシーは、介護保険を使用することができません。つまり、介護保険を使用できるタクシーを介護保険タクシーといいます。介護保険タクシーは、介護保険を適用することでご利用者の負担を軽減できます。

介護保険タクシーが利用対象となるご利用者とは

介護保険タクシーの対象となるご利用者様とは、介護保険を使用できる要介護 1 から 5 の方が対象となります。

介護保険タクシーと介護福祉タクシーの違いとは

□ 1. 介護福祉タクシー(保険適用外)

-ご利用になれる方-

介護保険法の要介護認定、要支援認定を受けてる方・肢体不自由者・内部障がい者・知的障がい及び精神障がい・一人でタクシーや公共交通機関を利用できない全ての方

-利用目的-

行き先や目的に制限はありません(観光や買い物、冠婚葬祭など)

-利用方法-

お気軽に、弊社までお電話やメールにてご相談ください。

2. 介護保険タクシー(保険適用サービスあり)

-ご利用になれる方-

介護保険法の要介護認定 1～5 の方が利用できます。

介護保険タクシーは付き添いがいない要介護者が利用するサービスなので、基本のご家族様は介護保険タクシーには同乗できません。ただし、特別な事情がある場合は、自治体の判断で認められる場合があります。

※1 観光や買い物、冠婚葬祭などには介護保険を使用することができません。この場合は介護福祉タクシーによる運賃となります。ご利用詳細については担当ケアマネージャーか地域包括支援センターにご相談ください。

※2 介護保険タクシーは公的介護保険の「通院等乗降介助」に該当していますが、介助の内容によっては、乗降介助ではなく「身体介護」や「生活援助」に分類されることがあります。

各種サービス利用の手引き

介護保険タクシー/介護福祉タクシー

例えば、入浴や食事介護などで外出準備に 30 分以上かかる場合（身体介護）や、外出中に日用品の買い物を行なう場合（生活援助）などが考えられます。

-利用目的-

①病院、診療所の通院。②役所・銀行・社会保険事務所など公的機関。③今後受ける予定のサービスを選択するための通所介護、介護保険施設の見学。④選挙。など

(担当のケアマネージャーさんまたは弊社までご相談ください)

-利用方法-

①まず担当のケアマネージャーさんに利用をご相談ください。②ケアマネージャーさんが介護保険タクシーの利用をあなたのケアプランの中に作成します。③ケアマネージャーさんが当事業所に依頼されます。④当事業所がご利用者様と訪問介護(通院等乗降介助サービス)契約書を結びます。⑤介護保険タクシー利用開始。

介護保険タクシーのご利用料金

・ケアプラン作成に伴うサービスの対応となりますので予めご了承ください。

・移送利用金は下記の移送運賃と、介護保険の利用料金（一部負担）合計となります。

料金 = 移送運賃 + 介護保険によるサービス（一部負担）

通院等乗降介助とは、通院等のためホームヘルパー(訪問介護員等)が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先もしくは外出先での受診等の介助を行うことです。一部自己負担の他に別途運賃が必要になります。

介護保険適用/自費ともに、詳細については弊社ホームページにも掲載しております。

不明点などは、お気軽にお電話、メールなどでお問合せ下さい。

運営会社名 株式会社 しんしん

事業所 介護福祉タクシー こうべトラストケア

介護保険事業所番号 2875104578

国土交通省近畿運輸局 近運自二第 666 号

「心身」「新進」「真心」